

空き家対策講演会等開催委託業務プロポーザル審査要領

空き家対策講演会等開催委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「空き家対策講演会等開催委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数（別添「空き家対策講演会等開催委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に定める委員5名の合計）は500点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務に対する考え方	(15点)
(2) 企画内容	(50点)
(3) 業務全体のスケジュール	(10点)
(4) 実施体制	(15点)
(5) 事業経費	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時 令和7年3月26日（水）午後（予定）

場所 高知県立県民文化ホール 第3多目的室（高知市本町4丁目3-30）

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者20分以内とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ④ プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書のみとし、新たな資料等の使用は認めません。
- ⑤ 各者の出席者の上限は3名とします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 審査委員会の審査は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて委員の合議で審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。経費見積が同額の場合、審査委員長が決定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が300点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

提案書項目					審査の視点
審査項目					
大項目		配点	小項目		
1	業務に対する考え方	15	(1)	作成コンセプト	・ 提案書の作成コンセプトは明確かつ妥当か。 ・ 事業の目的を正しく理解し、目的に沿った取組方針が明確に記載されているか。
2	企画内容	25	(1)	イベントの広報	・ チラシ等による広報計画は広く県民に周知する内容となっているか。 ・ 集客を高めるための手法や工夫がされているか。 ・ 広報物のデザインや写真等の構成は目をひくものとなっているか。
		25	(2)	イベントの開催、運営	・ セミナーの運営方法や講師及び出展者の選定がイベントの主旨に沿っているか。 ・ 準備、後片付け等含め、イベント全体を適切に運営できる人員体制となっているか。 ・ 集客の目玉となる企画は一定数の来場が見込め、来場者の行動変容を促すような内容となっているか。
3	業務全体のスケジュール	10	(1)	スケジュール管理	業務が円滑かつ適切に実施できるスケジュールとなっているか。
4	実施体制	15	(1)	実施体制	・ 業務の指針体制及び責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明示されているか。 ・ 再委託を行う場合は、合理性があるか。また、再委託先は事業を遂行する能力を備えているか。 ・ 緊急時の連絡体制は明らかになっているか。
5	事業経費	10	(1)	経費見積	・ 見積もり金額は企画提案内容に対して妥当か。 ・ 不要な経費が含まれていないか。

附 則

この要領は、令和7年2月20日から施行する。